



羅針盤

平成30年4月24日(火)

奨学生制度の御案内

先週の第1回進路説明会には、多数御参加いただきありがとうございました。まずは、進路に関する情報を知り、正しく理解していただいた上で、お子様の進路を考えていただくことが大切です。今後もお尋ねがあれば、遠慮なく担任または進路担当までお願いします。

さて、説明会でもお話ししましたが、高等学校の入試制度では毎年様々な改革が行われています。そんな中、進学を考えているけれども、学費の面で心配や不安を抱えている生徒がいるのも現実です。

奨学生制度とは、進学を希望する生徒のために一時的に学費の援助をする制度です。修学が終わった後（最後の学校を卒業した後）少しずつ返金することになります。

学校に案内があったものから随時お知らせします。希望される方は担任または進路担当まで御連絡ください。

◎あしなが奨学金◎

中学3年生で、高等学校または高等専門学校、大学受験資格を得られる3年制の高等専修学校高等課程に進学を希望していて、次に該当する生徒が対象です。

* 保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは他の事由で死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子供。

他の奨学金との併用が可能です。成績は問いません。

◎交通遺児育英会◎

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒、学生が対象です。

他の奨学金との併用が可能です。成績は問いません。

この2つに該当される方で希望される場合は、早めに（できれば5月中に）担任に御相談ください。

他に、まだ本校に案内は届いていませんが、

◎長崎県育英会（成績基準あり）

◎日本学生支援機構奨学金（高等専門学校対象、成績基準あり）

◎長崎県社会福祉協議会教育支援資金（生活福祉資金としての貸付）

◎長崎県母子父子寡婦福祉資金（母子・父子家庭） 等があるようです。

中学校には案内が届かないものもあり、「広報はさみ」や、それと一緒に町内で配付される資料等に案内が載っていることが多いようです。希望される方は、広報誌をよくご覧ください。

また、高等学校に入学してから手続きをする場合がほとんどです。入学金を納入して、その数か月後に奨学金がおりることがほとんどですので、一時金の用意を計画しておいた方がよいと思われます。